

「研究ノート」

関宿藩の終焉（その一）——記録が語る関宿藩の終焉——

林 保

はじめに

関宿藩が幕末期において、勤王・佐幕の二派に分れて相争い、終には藩主久世広文が脱出し上野山に隠れる仕儀となったことは、よく知られているが、ここに到る迄にどのような争いがあったかについては、明確な資料が少なかつたが、今回はその少ない資料を紹介し、関宿藩の終焉を考察することにした。

関宿藩士の記録（読ミ下シ）

—遠山正功筆記—

記中 上様と云へるは慶喜公をさすなり。

君公と云へるは廣文君をさす。

幼名謙吉復ハ出雲守又ハ隱岐守

嘉永六癸丑年月生

明治元戊辰年歳拾六

明治元年（慶應四年）戊辰（一八六八）改元ハ九月八日

二月

朔日 此年来、朝廷ヨリ出デ候様召シ為サ被レ候得共、君公御不快ニ付キ御断リ申シ上ゲ被レ宜処、亀井清左衛門満次、御名代トシテ上京仰セ付ケ被ル。平士小役三十九人随従、当日、江府邸出発

五日 総野之間賊徒横行、追々不二有而形勢ニ相移リ候ニ付キ、御領分御取締リ為サ被レ御帰城相成リ度キ旨、公辺ニ御届翌六日関宿表へ御帰城相成ル

同日監察山崎弥五右衛門・中小姓井口小十郎、京表ヨリ下向、是ハ、君公御病氣少シモ御快方ニ候得バ、押シテモ御上京相成リ候様、亀井方ヨリ申シ越シセシナリ。

四月

六日 君公上京相成リ候ニ付キ、此ノ五日関宿表中之出シ（乗船場）出発、本日（六日）江府深川辺大工町御屋敷へ御到着。過ル三日留守居丹羽慎蔵・公辺大日付梅澤孫太郎殿、御上京ノ際、伺書御差シ出ス。追而大日付河田相模守殿ヨリ、御伺書ノ儀ハ御尤ノ事ニテ公辺ニオイテ聊モ御差支へ之無キ之旨、若年寄川勝備後守殿達シ之趣之有リ。

閏四月（慶應四年）

九日 会藩役人ヨリ妖シ服部半藏・田口敬作ト云ヘル者、関宿城下台町へ相越シ、面会ノ儀申シ込ミ候ニ付キ、羽太庄兵衛・大坪省助兩人（町奉行兼外交掛）出合イ候処、此ノ度徳川様ノ御恩蒙リシ兵起チ有リ候間、御當家ハ徳川家御譜代ノ御家筋ニモコレ有リ候得バ、恩願党ト相成リ、尤モ御承諾ノ上、宝珠花駅（城下ヨリ南ノ方三里程江戸川河岸）下手迄三百餘名ノ兵隊引纏置候之間、一小隊ナリニ小队ナリ連レ入り致サレ度キ旨、我ニ掛合コレ有リ候間、當ニ徳川存亡ノ秋、敵藩ニ於イテモ、深ク心痛致シ、次々京州表へ徳川側家之儀ニ付キ、嘆願為シ置キ候次第モコレ有リ、且又上様ニモ御謹慎遊バサレ居リ、万一官軍へ対シ手向等致シ候テハ、我方へ刃ヲ當テ候モ同様故、粗暴ノ挙動コレ無キ様、厚ク御流達モコレ有リ候折柄ナレバ、暴動ハ報恩ノ筋ニ相當リ申ス間敷キ旨、兩人ヨリ接話ニ相成リ候処、今日ハ協議モ相残リ候儀ハ、毎々申サズイズレニモ党與相成リ候ト、否ザルトノ一悉ヲ重役衆ヨリ、評議致シ呉レ度キ様申シ入レ候ニ付キ、党與ノ一悉ニ至リ候テハ、重役共へ評議候迄モコレ無ク候。断然不承知ノ旨相答へ候処、左様ナレバ無據事ナリ。併シ、不日御城下通行ノ際多人数ノ事故、粗暴ノ者コレ無シトモ申シ難キ杯申シ出ア候ニ付キ、此方ヨリ毎々之儀ニハコレ無ク候得共、萬一暴動ノ所業コレ有リ候テ差シ置キ難キ次第候間、務メヲ御相手ニ相成ル旨申シ聞カセ相別ル

十日 上様大政御返上ノ後、藩内議論紛々一定致サズ尋而結城表混雜、且昨九日會藩脱人ヨリ党與申シ込ミ候以來一層騷然、或イハ脱走人ノ城下ヲ通行スル者ハ、一々コレヲ迎撃シ、勤王之実功ヲ表ワスベシ、或イハ脱人へ党與シ、徳川報恩之事ヲ計ルベシ杯ト。

因而、藩廳元家老杉山市太夫正臣（對軒又ハ痴雲ト号

ス）・元家老木村正右衛門正則・元中老丹羽十郎右衛門忠教・元家老丹羽虚舟・元家老山路素兵衛・元中老小島弥兵衛・元中老三浦舎人・元用人船橋旦（隨庵）・元用人蒔田彦之進等ノ諸老ヲ相会シ協議セシム、杉山・船橋専ラ勤王ヲ主唱シ、木村・丹羽等専ラ佐幕ヲ論ズ。是ヨリ勤佐ノ党稍分ル。

十一日 城下江戸町へ麾下脱走ノ徒来タリ、重役へ面会申シ込ミコレ有リ、用人富田弘人・監察狩野稻藏出會。

十二日 杉山對軒藩庁ノ委託ヲ受ケ、用人田邊與三郎同行出府、此ノ日夜二入り深川邸へ着。

十四日 杉山對軒、東海道鎮撫御總督へ罷り出テ、総野ノ配勢等委敷ク陳述ニ及ビ、左之如ク願書御差シ出サ被ル。

私儀病氣快方ニ相趣キ候ニ付キ、急速上京仕リ度ク、発途召サ令メ當地着仕り候処、昨今在所役人共罷り越申シ出ア候ハ、會藩脱藩人ト唱へ、両三輩城下へ罷り越シ出會ノ家来共へ申シ聞ケ候ハ、私在所土井大炊頭在所古河城之藩士ト及合、官軍相支へ度キ様内談ニ御座候間、私へ申シ聞キ達シ候モコレ無ク殘暴ノ者ニ付キニ念無ク断リニ及ビ申シ候。

追々在所近辺伏セ仕り候模様ニ付キ、片時モ安穩相成リ難キ候由申シ出ア候間、一先ツ立チ戻リ幣邑守備仕リ度ク存ジ奉り候、公儀へノ上京達シ延ビ及ビ候故、誠ニ似ツテ恐レ入り候得共、此ノ業御許容成シ下サレ候様仕リ度ク、尤モ小城小勢、守卒甚ダ以ツテ覺束無ク心痛之儀存ジ奉り候、相成ル可キ儀御座候ハバ朝廷ノ御威光ヲ以ツテ鎮撫仕り度ク、且往来立チ退カレ候川陸往来相改候。関所候モコレ有リ、咽喉之地ト存ジ奉り候間、御旗號并ビニ御小人、奴共御差図成シ下サレ候へバ、冥加至極有難仕合ニ存ジ奉り候。

且又弊邑近郷徳川家并ビニ旗本領分之儀、此ノ節鎮撫

不行届之由近々徒党及び乱暴難渋之趣見捨テ、殊二城下近辺之隊ニテハ弊邑之深憂ニ御座候間、當分之内鎮撫蒙リ奉リ、朝乱之麴絵図面相添へ此處ニ罷り成り、重々願奉り候。

委細之儀ハ重役共差シ出シ候間、御糺シ成シ下サレ候様仕り度ク存ジ奉り候 恐惶謹言

四月 御名

十五日 東海道鎮撫御総督ヨリ御呼出ニ付キ杉山對軒罷り出デ候処、參謀吉村長兵衛殿ヨリ左ノ御達シコレ有リ候。

久世隱岐守

其ノ方上京之儀當分見合セ、急速歸國致シ、士民ヲ鎮撫皇化ニ帰順候様、教諭致ス可キ肝要ナリ、且、其ノ封内要扼之地ニハ、関川兵衛等嚴重ニ備へ致シ、萬一強梁之暴徒等徘徊ノ節ハ土井大炊頭ニモ申シ談ジ、臨機ノ作略コレ有ル可キ事。

辰四月 東海道鎮守府

總督御印

副為御印

凶党暴行鎮静ノ為不日官兵差シ向ケ候間其ノ藩ニ於イテモ、應援ノ心得ヲ以ツテ臨機出兵コレ有ル可ク候、官軍安場一平差シ遣ハシ候モ条々指揮受ク可ク候事。

辰四月

御朱印（バカリ）

右御達シノ趣江府詰諸士へ有成り候処、此ノ夕諸士相会集シ藩廳ニ迫リ、方分総野紛乱、此ノ時麾下脱走徒并ビニ會藩脱人等、利根川以北之地ヲ連合ニ官軍ニ抗スルノ説アリ。

此際君公御帰城ハ勿論一同ニ出デ為シテモ、随行致シ難ク何レニモ佐幕ノ事コレ無ク候テハ承致サザル趣申募リ、或ハ當家譜代ノ家筋ナレバ寧口封土ヲ奉還シ、麾下士ノ列ニ入り、徳川報恩之事ニ従事スベシ杯ノ説ヲ唱へ、

罷々佐幕論ヲ主張シ、對軒以下五・六名王義ヲ論ズル者コレ有リ候得共、終ニ纏マルヲ得ズ

十六日 江府藩廳（杉山對軒）再ビ諸士ヲ會シ順逆ヲ説諭ス、然レ共喋々前議ヲ執リテ引カズ、或ハ云フ、我々ヲシテ脱走ヲハカル事ヲ得セシメバ、報恩徒ラニ党與ノ関宿城ノ危急ニ陥ラザル様周旋ヲ致シ、然ル上ハ君公御帰城相成り候モ可ナリト、是ニ於イテ藩廳其ノ頑強説キ難キヲ察シ、主唱者之中十二名ヲ撰ビ、脱走セシムベキヲ聽シ、縦令官軍、為ニ捕ヘラルルトモ、久世家脱人タルコトヲ口外致サザル旨ヲ誓ヒ、脱走致サセ、而シテ不日君公へ帰城ヲ図ル。

十七日 杉山對軒・田邊與三郎・関宿へ歸ル。

以上辰四月十六日迄の記録である。江戸藩邸内に於ける勤佐藩士の論争の記録である。この記録で重視しなければならない点が二つ程感じられる。一点は四月九日の記録で、会藩脱人の来訪により世情の如何なるかを具体的に把握し、恩顧党として佐幕の道を貫くか、或いは西軍（官軍）を受け入れるかの論争が具体化し初めたということである。情報の手に入れ方が非常におそかったということができ、これは江戸藩邸に於ける重役始め藩士の他藩の情勢把握の怠慢と云わなければならない。

四月十日の記録によると致仕或いは隠居中の杉山對軒や船橋随庵等の力も借りなければ混乱状態を招き、はげしい論争の後杉山派・木村・丹羽派と勤・佐の別がはつきりしてきたことである。十日以後對軒が江府邸に赴き、勤王を説くが結果的にまとまらず對軒は関宿へ帰ることになった。この時は江戸藩邸で脱藩者容認の議が、亀井満次の仲介により、脱藩者は如何なる場合に於いても、関宿藩士であることを伏せることを約束させ、十三人の者の脱藩を認め、いづれに転んでも久世氏の存続を願う姑息な方法を講じたことにある。勿論對軒の最も好まぬ方向に江戸藩邸の議論は決した形になったことになる。このことが後に関宿藩の運命を左右することになる

うとは予測出来なかつた。

對軒は心に重い負担を抱き歸藩したのであつたが、彼を待ち受けていたものは、更に重要な藩領内の不穏な情勢であつた。再び正功記に戻る。

四月

十九日 麾下并び二會藩（會津松平家）脱走之徒千五百人程岩井駅止宿（會藩脱走人とあるが、鳥羽伏見で敗れた佐幕派の各隊の残党の集合隊と考えられ、残党とは云え強力な集団である。このへんにも情報の収集に乱れがあつたように考えられる）御城下を距たる三里程東方に當る。

明二十日 関宿城下通行二付キ人足繼立等用意コレ有り度キ旨、注進申シ越シセシカバ、又々議論沸騰或ハコレヲ境町河岸二要シ邀撃スベシト、然ル処へ城下江戸町へ薩摩藩伊知地正治殿・野津七右衛門殿式百人引卒御繰込相成リ候ニ付キ、杉山對軒罷り出デノ上脱走徒ヨリ注進ノ陳述候処、明早朝進軍致サレ候趣ニテ、就イテハ川筋へ番兵差シ出ス可キ様御談ニ付キ、其ノ夜番兵手配コレ有り候節、又佐幕論家喋々不勝ヲ唱フル者有り、對軒順逆ヲ説キ漸ク出兵相成ル。

此ノ兩三日前、丹羽慎蔵関宿表ニ在リ、岩井表ヨリ繼立ノ注進コレ有り藩論ノ沸騰セシ故、監察山崎弥五右衛門ヲ同行シ、岩井駅ニ至リ、関宿城下通行スルノ不利ヲ説キ、更ニ他路ヲトル可キ旨ヲ申シ入レ、此ノ夜慎蔵ハ江戸へ歸ル（関宿城守備を離れ脱藩に當る行為）

明日（二十日）官軍進撃の際、賊徒弥五右衛門并びニ

附屬島田某ヲ疑ヒ縛シテ寸断スト云ウ。
ここで杉山市太夫正臣（對軒）の記録によると、對軒は久世廣周の失脚以後永蟄居を命じられていたが、慶應三丁卯年十月二十八日に永蟄居を解かれるが未だ致仕の状態であつた。同四戊辰年（九月八日）一世一元の制を定め明治と改元。藩内の勤佐の争いが沸騰し

て一大衝突を惹起するに至り、四月九日の會藩脱人を始め、諸藩或いは幕府の脱人等が城下に迫つて来る状況となり藩の進退を決しなければならぬ事態に追い込まれた時、對軒は致仕中であつたが、之を拒絶し大義名分を説き、廣文君を関宿城へ歸城すべきを強く働きかけ、在府の藩士百余名を説得し、藩主廣文君の歸城を約して四月十七日に関宿城に歸つた。其の時の書面が左記の文である。正功の記録と重複する所があるが、一応記すことにした。（左記文読み下し・句読点・かなは筆者記す）

弊藩勤王事件、甚ダ以ツテ陋劣之次第、恐惶戰慄之仕合セコレ有り、四月来諸藩官軍弊藩城中御宿陣数日之儀萬緒、上聞達シ居リ候儀ヲ、恐察奉り候へ共、僕取り扱ヒ置キ候事件、一應陳述奉り候。

當四月九日會脱人ト称シ、服部半蔵・田口敬作ト申ス者兩人弊邑城下へ罷リ越シ、役人共面談之儀邑長（名主）ヲ以ツテ申シ込ミ候ニ付キ、則チ周旋役ノ者差シ出シ、面会致サセ候処、此ノ度徳川家興復之義兵ヲ拳ゲ、伊曾部（磯部）ト申ス処（城下ヨリ二里許リ）へ人数屯集ノ用意ニ付キ、兵員等利根川筋差シ登セ候間、當表門差シ支へ間相通シ申ス可ク、且當藩之儀ハ、徳川家御荷恩之家柄ニモコレ有り候間、今般義拳ニ違約コレ有間敷、其ノ上藩士ノ内脱人ト称シ、五名十名ナリ、連レ入レ致ス可ク、此ノ方ヨリモ何人ナリ、城下へ差シ出シ申ス可クトノ掛合周旋役ノ者共申シ出デ、此ノ儀不容易ノ事ニ付キ、慶喜公御謹慎中右様ノ暴動ハ、コレ有ル間布様、大義ヲ以ツテ断然相捕へ候段、兩人へ談ジ申サセ候処、人数差シ出ス儀不承知ニ候ハバ、金穀備用一時承引之儀ニ付キ、是亦断然相拒ミ候処、兩人憤激ニ及ビ向後當城下通行之節、疎暴之儀コレ有ルモ斗リ難ク、此ノ段ハ断リ置キ候。且船陸往還ハ天下ノ公路ニ付キ、相拒ミ候儀ハコレ有間布候、不日通行ニ及ブ可キ旨ニテ罷リ歸り候右ニ付キ、御總督府へ御届申し上グ可キ決議仕リ、即日僕并びニ用人田邊與三郎出府仕り、右ノ段隱岐守（廣文）へ申し達し、且書面又以ツテ御届差シ出シ候処、

橋本殿下ヨリ上京ニ及バズ、早々帰国近領迄モ鎮撫致ス可キ旨、

御朱印御下知章御下シ相成り、隠岐守ニ於イハ感戴仕り、即チ江府詰メ家臣へ、右御達章拜聞仕り候処、一同不快ノ色ヲ起シ、對軒始へ不當ノ義申シ掛ケ候ニ付キ、種々大義順逆申シ論シ候得共、佐幕報恩ノ持論強ク、奸臣共誅ス可クモ拳ツテ誅ス可カラザル人員ニテ、僕始メ進退困迫仕り、実以ツテ幼主違勅ニ陥入り候次第、種々尽力説諭仕り候刻、十三名ノ脱走申シ立テコレ有リ、幼主帰城同月廿日卜期刻仕り、関宿城危急ノ折柄、僕・與三郎迅速帰国仕候処、又々前論暴起仕り、僕兩人共道ヲ以ツテ欺レ、遂ニ幼主籠絡ニ及ビ候姦策ノ次第御座候。(以下後記)

遠山正功記(辰四月)

四月

十九日 麾下并ビニ會藩脱走ノ徒千五百人程、岩井駒へ止宿、

(御城下ヲ距タルコト三里程東方ニ當ル) 明廿日関宿城下通行ニ付キ、人足繼立等用意コレ有リ度キ旨、注進申シ越シセシカバ、又々議論沸騰或ハコレヲ境川河ニ要シ邀撃スベシト、然ル処へ城下江戸町へ、薩摩伊知地正治殿・野津七左衛門殿・式百人引卒御繰リ込ミ相成り候ニ付キ、杉山對軒罷り出デノ上、脱走徒ヨリ注進ノ趣陳述候処へ明早朝進軍致サレ候趣ニテ就イテハ川筋へ番兵差シ出ス様御談ニ付キ、其ノ夜番兵手配コレ有リ候節、又佐幕論家喋々不勝ヲ唱フル者アリ、對軒等百方順逆ヲ説キ漸ク出兵相成ル。

此ノ両三日前丹羽慎蔵関宿表ニ在リ、岩井表ヨリ繼立ノ注進コレ有リ藩論ノ沸騰セシ故、監察山崎弥五右衛門ヲ同行、岩井駒ニ至リ関宿城下通行スルノ不利ヲ説キ、更ニ他路ヲ取ル可キ旨ヲ申シ入レ、此ノ夜慎蔵ハ江戸へ歸ル。

賊徒明日官軍進撃ノ報ヲ聴キ、弥五右衛門并ビニ島田某ヲ疑ヒコレヲ縛シ寸断スト云フ。

杉山對軒の同月十九日の記録

辰四月十九日賊徒千五百人領内岩井駒へ止宿(城下ヨリ三里許リ)翌日関宿へ侵入ノ風聞コレ有リ候、同日薩藩兵隊城下江戸町へ御宿陣相成り僕參謀伊知地正治殿、隊長野津七左衛門殿へ出會、賊徒岩井駒止宿ノ旨報告仕り、弊藩兵隊ノ儀ハ、弊城守禦仕り候心得ニテ、僕始メ船橋隨庵關藩諸士へ告諭致シ、某々要所へ衛兵差シ出シ、翌廿日拂曉長藩、大垣藩、諸隊岩井地方へ進軍ニ及バレ、午前兵燹烟雲騰引、砲声相轟、勝敗未決ノ間、種々巷説コレ有リ、弊城中守衛隊中、佐幕持論ノ奸臣共、一百名許リ脱走仕り、小藩微勢ノ折柄、尚以ツテ兵力相撓ミ、人心動搖殆ンド苦慮仕り、漸城中ノ残兵引纏メ、僕始メ決死憤激今日限リト相励マシ候處、存外勢氣ヲ取り直シ、一同決死防戦ノ心得ニ罷り成り候処、其ノ内官軍御勝利賊徒敗走ノ報告相達シ、弊城危急ヲ相脱シ翌廿一日薩藩兵隊城下境町へ御宿陣、重役御呼出ニ付キ、僕并ビニ町奉行羽太庄兵衛罷り出デ候処、種々御糺間コレ有リ、近日来ノ始末委曲陳達、一身ヲ抛候テ陳謝仕り、猶佐幕持論之徒、未脱罷リ在リ候者三名召捕り、御宿陣へ差シ出シ御糺シヲ受ケ入牢申シ付ケ候。

遠山正功筆記

四月

二十日 早朝伊知地殿岩井駒へ進軍大勝利賊徒散散

此ノ昼午ノ刻頃岩井地方ニ当タリ、頻リニ砲声相聞へ候節、木村正右衛門等ハ定メテ官軍打チ負ケ、徳川報恩兵ノ為ニ尾撃セラレ、程無ク當城へ攻メ入ル可クト相見込ミ、江府邸へ相越シ君公守護致ス可キ様、触レ相廻シ番兵先ノ者百三十人程ヲ誘イ出シ、江戸邸へ向ケ脱走。

此ノ夜佐幕論家六・七名補ラヘ獄ニ下ス。

ここで、杉山對軒と遠山正功の記録を重ね合わせて読むと、西軍(官軍の以上なまでの速さでの関宿城到達である。これは幕末史が語る如く西軍は平穩な江戸開城により、その周辺の佐幕派と目される諸城を感化し、西軍に従わせることを目的として、軍略と謀略を以って日光街道を始めとして、奥羽に通じる主要街道筋の諸城を、

西軍勢力下におくべく、錦旗をかざし、判けば賊軍となることを唱え進軍を続けていたからに他ならない。関宿城へ迫った西軍にしても、岩井に賊徒集結の頃には、既に越ヶ谷を出発した西軍へ伊知地正治、野津七左衛門）は四月十八日には向河岸（現幸手市西関宿）の間屋街に着到し、十九日には関宿城下江戸町に宿陣している。四月十七日杉山對軒と田辺与三郎が、江戸藩邸で大激論の後、帰宿した翌日には官軍が目と鼻の先に宿陣していたことになる。

又、賊徒岩井に集結については、藩領西和泉田村の豪士で神伝無念流の達人であった麻生萬五郎福光が久世廣周より農士隊の結成を求められ、自宅邸内に養道軒道場を建て、村内の若者を集め剣術と学問を教導し、名学なき士魂の農民を育成した。これが関宿藩農士隊である。関宿城に賊徒が迫った時岩井に迂回させたのは、この農士隊によるものである。萬五郎の記録によると「農士」の称号を与えられたのは、

関宿久世大和守（廣周）殿より仰せ付ケラル

年号は文久三（一八六三）癸亥年十二月

麻生萬五郎横目小頭役教頭兼ヌ

とあり、以下三十二名の隊士の名が記されている。

慶應四年戊辰四月十三日関宿町植竹詰（廿五名の隊士名略）

四月十四日に隊士と共に城下の警備にあたる様命ぜられ、夜三度、昼三・四度位松山堤ヲ始メ台町□□堀ト云フ処ヨリ御門迄、夜三度廻レバ夜明ケニケリ、御城ノ前、調練場ハカガリ火ヲ焚キ、昼夜十一日、少シモ休マズ、少シモ睡ラズ、（少シモ休ミ下サル事ナシ）右之者（廿五名の隊士）昼夜指揮シテ四月廿日迄無事ニ相勤メ申シ候事。

この記録から四月十四日から四月廿日迄の緊迫した関宿の様子を察知できる。又、農士隊の活躍は冒頭の岩井へ賊徒を迂回させた功績がある。賊徒をして関宿城下を通行させない為、藩では農士隊十数名を中里宿に派遣し、関宿城下通行の不可能を説き、これを岩井に迂回せしめている。氣力とその迫力により迂回させたと云える。養道軒門下の農士隊の面目躍如たるものがある。

ここで再び杉山對軒記にもどり文を続けることにする。

右次第二付キ弊城中、勤佐之分界漸々判然相立チ、其ノ後追々官軍城下御通行相成リ、元來僻邑人馬差支候ニ付キ、夫錢等補助申シ付ケ候得共、何分引足申サズ、家中諸士廝養同様、御用弁仕リ且弊城内外二ハ伊州大村藩兵隊一千余御宿陣、右賄方等不行届二ハ御座候得共、彼是手繰リ仕リ、滞リ無ク相勤メ申シ候次第、且御軍監安場一平殿ニモ城中御宿陣ニ付キ（これにて関宿城が無血開城し官軍の手におちたことが解る）今般事件逐一御承知ニ及バレ、厚ク御配慮コレ有り、隱岐守儀當城脱走並ビ二江府詰メノ者共ノ手ニ籠絡致サレ居リ候間、萬一ノ節ハ同人弟順吉・鏗喜知兩人、幸ヒ弊城中ニ罷リ在リ候間、一同協力実効ヲ相立テ候上ハ、御垂憐仰ギ奉リ度キ心得ニテ精勤仕リ、既二四月六日頃二ハ、柳原殿下（柳原前光）弊城御着陣御模様ニ付キ、一同有難ク欣躍奉リ、御迎ヘノ為加藤求馬助、先ツ以ツテ千住駅迄罷リ出テ、順吉・鏗喜知、引続キ罷リ出テ候心得ニテ、既二用意候処、俄二御転陣ニ及ビ為サラン候ニ付キ、僕與三郎儀、大和田駅迄罷出テ候処、不図僕柳原殿下へ御目見仰セ付ケラン、段々はレ迄尽力ノ趣御賞誉蒙リ奉リ、有難ク欣躍感銘奉リ候、去リ乍ラ隱岐守儀、何分只今以ツテ帰城致サザル段一同焦心仕リ、某々出府探索仕リ、肥後藩へモ萬緒打ち合ハセ御周旋ヲ受ケ候得共、主人儀東叡山諸方へ押シ隠シ置キ、幾重ニモ手ニ乗リ兼不候折柄、大多喜表ニ於イテ安場一平殿ヨリ御内達ノ趣コレ有り、僕始メ三十名出府、同月廿三日主人取り戻シトシテ、安場殿へ御随從深川弊邸へ罷越シ候處、餘儀無キ場合相迫リ、姦徒等ト争鬪ニ及ビ候處、安場殿御始メ御附屬ノ衆ヨリ、敵敷ク御制止ヲ受ケ、速二人數引キ上ゲザルニオイテハ、従前正義主張ノ旨趣モ一時煙消ニ及ブ様御叱リニ付キ、一同扼腕切齒一先ヅ人数引キ上ゲ謹慎仕リ居リ候処、肥藩へ御預ケ仰セ置キナサラン候折柄、正大明白ノ御裁判蒙リ奉リ、情実御斟酌御寛大ノ思召、三十名在所表ニ於イテ、在邑ノ者一同謹慎、尤モ對軒儀ハ是迄通り黒田邸へ謹慎罷リ在ル可キ旨御達章蒙リ、天恩ノ無涯雀躍ニ堪ヘズ感戴奉リ候、然ル處其ノ後僕儀伊

州藩へ御預ケ替へ罷成り、六月廿九日御掛り疑ノ筋モコレ無キニ付キ、警護御人数引キ上ゲニ相成り、佩刀等御渡シ相成り、誠以ッテ御垂仁ノ程欣躍奉り、尚七月三日伊州御藩迄病氣ニ付キ、在所へ引キ取り謹慎療養差シ加へ、謹慎仕り度キ段歎願奉り候処、同月五日願ノ趣御聞届ケ成シ下サレ、実以ッテ有難仕合ニ存ジ奉り候、御在所へ罷歸り療養差シ加へ、只今以ッテ弊室ニ閉居謹慎仕り候、尤モ當八月二日弊藩ヨリ殿敷ク謹慎申シ付ケラレ、敝宅門扉堅ク閉テ置キ申シ候。一体四月来国事、重立前件ノ通り取り扱ヒ候處、半途廢却ニ及ビ、恐レ乍ラ最前ノ着念貫キ兼ネ咽泣謹慎罷在リ候、尚御掛リ疑ノ筋御座候ハバ、御呼び出シノ上、御糺問成シ下サレ、其ノ上ニテ如何様ニモ仰セ付ケラレ、幼主罪譴ノ次第幾重ニモ御洞察蒙リ奉リ御寛大ノ御所置仰セ付ケラレ度ク、恐懼ヲ顧リミズ此ノ段伏シテ哀願奉り候

頓首 九拜

以上は杉山對軒が四月廿日の岩井戦争から、江府藩邸に於ける勤王への説諭工作をして十三名の脱藩者事件、更に深川藩邸へ幼主廣文取戻しの條に至るまでの陳述書である。杉山對軒の苦衷の程がよく分る歎願書である。

木村正右衛門（正則後に大夢と号す） 戊辰後経歴引用

木村正右衛門正則の記録戊辰後経歴によつて、城内の勤佐の争いによる混乱状況を知ることが出来る。（前略）近傍戦争ノ街衢トナルヲ以ッテ、城中婦女子荷擔テ近在二退ク（此ノ件ニ就イテハ、正右衛門ノ娘みわ子（嫁シテ中野みわ子）の自叙傳に細く述べられてゐるので後述）。家族モ向河岸（現幸手市西関宿）木村清兵衛ヨリ舟ヲ雇ヒ、中ノ出（船着場）ヨリ立チ退ク。とあり、正右衛門の記録には左記の如くある。

藩士ハ練兵場へ出場警備ス。非役中老丹羽十郎右衛門（忠教）ヨリ協議致シ度キ儀アリ、至急会所へ来会ノコト申シ来ル。直チ二行ク。既ニ同志ノ士（佐幕派）四・五十人集会、官軍ノ命ヲ受ケテ脱走兵ヲ討ツハ愠カラス、東京藩士ハ悉ク同志ナレバ、直チニ上京共

二事ヲ謀ラント。予云フ、官軍ヨリ未ダ出兵ノ指揮モナク、又、君命モ待タズ、危急ノ城ヲ棄テ出京スルハ正義ニ非ザル旨ヲ説諭シ、練兵場へ戻ル。

再度十郎右衛門ヨリ呼びニ来ル。衆議一決上京ニ付キ、是非同行ナスベク申シ聞ク、一同出発。

（会所に集合した藩士は強い丹羽十郎右衛門の説に従い、結果的に徳川家報恩ノ大義を果たすべく報恩党（佐幕党）となり、在京中の主人廣文の下に結集し、在京藩士と共に君公廣文を守護し、敢へて一戦も辞さない覚悟をきめた。この夜練兵場に集合した藩士百余名が脱走している。木村正右衛門は始め在城して廣文を迎える心算であつたが、練兵場の雰囲気はすべて勤王派の藩士であつた為彼は「本意ナラザルガ止ムヲ得ズ跡ヨリ清兵衛宅ヨリ夜舟ニ乗ジ途中ニテ追ヒ付ク」

この関宿城脱走江戸邸での合流、このことはやがて廣文を始めとして関宿藩の運命を決定的な事態に陥し入れることになる。

遠山正功筆記

四月

二十一日 此ノ日午後木村正右衛門殿追々江戸深川邸へ入り込ミ、諸士ヲ相集メ、関宿ハ今頃定メヲ落城セシナド、種々ノ妄説ヲ唱へ、當邸モ官軍ニ打チ圍マル可キ哉モ凶リ難シトテ、此ノ夜窃ニ君公ヲ連レ出シ、御分家久世下野守様方へ潜伏セシム。此ノ夜藩儒龜田保次郎始メ六名江府藩廳へ到リ、関宿城ニ殉ゼンコトヲ乞ヒ、拂曉深川邸出立。是レヨリ江府邸ト関宿ノ間通路全ク絶へ、以後江府勤王論家幽囚同様ニテ、自由ニ邸外ニ出ルコトヲ得ズ。

この筆記によれば、木村正右衛門を始めとして、丹羽十郎右衛門や、佐幕派の藩士等が江府邸に集結し、幼君を潜伏させ、江戸勤王派はすべて関宿へ帰城し、江府邸は佐幕派の據点となり、君公廣文が勤王派に奪還されることを恐れ、おしかくしてしまつたことになる。官軍との約束は速かに帰城し、総野の間の鎮撫にあたらなければならなかつ

たのに、遂に官軍との約束も果たされることなく、勤王派の関宿帰城により、全く佐幕一辺党と化し、江戸と関宿の情報交換は途絶へ、互に孤立無縁の状況下に立つはめとなつてしまった。正功筆記は暗に関宿藩が賊軍の烙印をおされることを恐れている様子を伺い知ることが出来る。正功は官軍の参謀本部の参謀木梨精一郎宛に、今回の不祥事につき、次の歎願書を差し出していることを記している。

閏四月日

参謀木梨精一郎殿差出候歎願書

先般隠岐守儀、旧痾快方相成り候二付キ上京仕り度ク、既二江府表發途二及ビ候處、弊邑中浮浪騷擾之報告到来、速ヤカニ帰国鎮撫仕ル可キ様、御教書御下ゲ相成り、有難キ仕合ハセニ存ジ奉り候、然ル處弊藩中徳川報恩ノ名ヲ借り、猥リニ主張仕り候者コレ有リ、方今賊徒張雄ノ浮説ニ惶惑シ、兎角主君帰国相拒ミ候ニ付キ、當表ヨリ屢申シ促シ候得ドモ、何分相果タサズ罷リ在り候折柄、去月二十日領地岩井地方賊徒暴動ニ及ビ候ニ付キ、萬一當城下ニ迫り候上ハ、我レ小藩微勢ナレドモ、必死防戦ヲ遂ゲ、勤王実効相立ツ可キ迄決議申シ達シ候處、首魁共従来大義ヲ辨ヘズ、殊ニ即今強弱之訛言ヲ伝ヘ、俄ニ幼主帰城守護ノ妄言ヲ以ツテ、多人数及ビ去月ヨリ剩サヘ、居城ノ危急ヲ見捨テ、江府邸中ニ乱入シ、同惡相語ラヒ方策打チ合ハセ候ニ、官兵江戸邸ヲ打チ圍ム可キナド等申シ触ラシ、老少ヲモ立チ退カセ、幼主ヲ欺キ插ミ及ビ脱走、又々邸中ニ聚散ニ致シ候様承リ及ビ、急速當表ヨリ探索數多差シ立テ候得共、唯今ニ蹤跡相分り申サズ候、尤モ此ノ様相成り候次第ハ、從來怠惰ニ安ンズルノ輩、先年中先代大和守正義主張遺訓モコレ有リ候處、自己ノ意見ヲ以ツテ屢妄論ヲ立テ上京一義相拒ミ、且當今強弱ノ浮説ニ心憶シ、平生不忠不義ノ心底今日ニ発展仕り候事ニ御座候、殊ニ幼昧之主君忠邪ノ弁モ付キ兼ネル事、欺瞞ノ甘言ニ誘レ候、私共取り斗ヒ不束ノ到リ、深ク恐れ入り奉り候。

然シ乍ラ私共一同ハ故大和守ノ遺訓堅固ニ相聞キ大義講究常々

心掛ケ罷在リ、去冬以来御達シノ面謹ンデ拝談奉リ、勤王ノ義ハ封国ノ大義ト一筋ニ相心得居り候處、暴徒却ツテ報恩ノ義知ラザル様相唱へ、無知ノ衆庶ヲ煽動シ、今日両般ニ相成り候事ニ御座候。然シ乍ラ私共小藩二候、微力ニ候テハ厮卒同様供給使令仕り度ク候得共、君主城中ニ官軍招請奉り候段、幾重ニモ恐レ入り奉り候次第、殊ニ在志ノ家人共追従コレ無キ上ハ何様ノ心得違イコレ無シトモハカリガタク、私共深ク心痛仕り候間、隠岐守弟順吉、鎧喜知兩人并ビニ祖母儀モ城中ニ罷リ在リ、仰ギ願ハクハ隠岐守帰国仕り候節、幼年ニハ罷リ在り候得共、家政向取り締り仰セ付ケラレ候得バ、一先ヅ方向定メ、一以ツテ勤王奉公ノ決心尽力仕ル可ク闔藩之臣民一同此ノ上ナキ感激ノ至リニ存ジ奉リ、恐レ乍ラ寛典ノ配リ置キ然ル可キ様御沙汰成ラレ候様御沙汰成シ下サル様、幾重ニモ伏シ願ヒ奉候。誠惶頓首謹言

辰閏四月

富田久太夫

杉山 對軒

以下七名連署

閏四月

参謀木梨精一郎宛歎願書提出後の遠山正功筆記

十六日 是ヨリ先軍監安場一平殿関宿城御在陣相成り候二付キ、去月来藩ノ内動揺及ビ奸徒共、君公ヲ籠絡シ、所々へ押シ隠シ、今ニ帰城コレ無ク、藩屏ノ名分モ相立タズ、一藩ノ存亡此ノ時トイヅレモ心痛致シ居り候。是迄六・七名出府探索ヲ遂ゲ居リ、取戻シ方苦心罷在り候趣及ビ陳述、此ノ上ハ朝威ヲ以ツテ、君公取戻シ方ノ儀相願ヒ、其ノ後安場殿上総大多喜表へ御転陣相成シ、十日過ギ頃、俄力ニ對軒儀ヲ同所へ召シ呼バラレ候。内談コレ有リ對軒一旦帰郷ノ上、三十名ヲ召シ連レ此ノ夕出府。

十八日 杉山對軒他兩名隨行、總督御本陣へ罷り出デ、参謀吉

村長兵衛殿へ面会致シ、君公取戻シノ事ヲ哀請致シ候處、

吉村殿申サレケルハ、即今上野山内屯集ノ彰義隊暴行ノコレ有ルベカラズ、総督ニ於ヒテ彼是御配心罷為シ在リ候折柄ニ於イテ御請合ツケ成リ候ニ付キ、一先ヅ帰郷、時機相待ち候方然ル可キノ旨御談コレ有リ。

十九日 江府詰永尾三之助（小役）ヲ召シ捕ル。

廿一日 江府詰由岐七郎（近習頭）ヲ召シ捕ラヘ、君公當時深川邸へ罷り入り為ルノ旨相分ル。

廿二日 對軒總督御本營へ罷り出テ安場殿（前日上総表ヨリ出府）へ面会。

此ノ日召シ捕リ候由岐七郎ノ言ニヨリ、主人隠岐守當時深川邸ニ罷在リ候旨申シ述ベ候處、慥ニ居場所相分リ候儀ナレバ明朝、肥後守并ビニ大村家人数差シ出シ深川邸へ至リ、取戻シノ御談下サレ候様申サル可ク候。

廿三日 朝六ツ時過ギ杉山對軒始メ三十名、總督御宿營へ罷り出テ候處、肥後家并ビニ大村家人数ノ儀ハ差シ支ヘコレ有リ、差シ出シ難キ由ニ付キ、安場殿并ビニ附屬横山助之進・藤木岳之助殿へ隨行、深川邸へ相越シ候途中、安場殿ヨリ對軒儀ハ一步先へ罷り越シ、君公ヲ此方コナタへ引キ合ハセ候様、取り斗ラフ可キ旨御談ニ付キ、三十名ヲ二手ニ分ケ、一手ヲ裏口へ相廻シ、一手ハ對軒へ隨從、内玄關へ相廻リ、執次トリギキヲ請ヘ共出コレ無シ。

依ツテ錠口ノ方ヲ相越シ候節、俄二六・七名抜刀ニテ出合イ遂ニ争鬪ト罷リナリ、江府詰ノ者五名即死、此方負傷者三名有リ、右争鬪中安場殿相越サレ候テ双方ヲ取り鎮メ、對軒方三十人ハ、即時彦根邸へ引キ上ゲ謹慎致スベキ様申シ渡サレ候。

一先ヅ同邸へ引キ上ゲ、尋イテ肥後藩へ御預ケ、謹慎仰セ付ケラル旨總督ヨリ御達シ、此ノ夕白金台町肥後邸へ護送相成ル。此ノ時奸徒共ハ君公ヲ隣邸へ押シ隠シ、此ノ夜池之端辺麾下中村某ノ邸へ一泊翌廿四日上野山内勸善院へ潜匿セシム。

この廣文潜匿のことについて、木村正右衛門は次のように記して

いる。（戊辰後経歴）

前略、君公を隣家に立退かせ難をのがれてから（深川邸乱斗事件後の廣文の潜伏行）中略 御分家御後見久世下野守殿へ罷り越し、右の者（家臣か）早速深川邸へ歸る。乱斗の際、切り殺されし者は、高橋環・伊沢某・滝沢欽弥・堀江金十郎・丸元治五人共丸山本妙寺へ葬る。昨夜下宿せざれば此の危難免れざりし、関宿と江府との關係かくの如き形勢に成りしかば、後難計り難しとて、君公を浅草龍虎隊へ頼みし者ありて、同隊へ御潜伏の旨承まわる。此の隊は烏合の曖昧隊にて、頼むべからざるを聴き、罷り越し隊長に面会、君公の帰邸を談ぜし処、彼奇貨となし、容易に出さざりしが、終に承諾、同寺を出て久世下野守殿牛込邸へ御同道、四・五日御滞在、又、旗本の土小石川鷹匠町大久保次郎右衛門宅へ四・五日御滞在。同家親戚山岡鉄太郎（鉄舟）隣家に居住し、幕府大監察にて勢力ありし人なれば、大久保紹介にて面会倚頼す。同人申しけるは、藩内相敵視するより、官軍につきたき者は官軍となり、徳川氏に就きたき者は徳川氏の人となる然る可しと言はれしかば、尤も希望する所御周旋然る可く相願い度しと答へし所、然らば下野守殿御後見の儀に付き相談の上取計ふ可き所存申し聞く。其の後右趣儀如何相成りしやを承りし所、下野守殿不承知に付き、行なわれ難き旨申され大いに失望す、君公の御潜伏の場所に窮し、丹羽慎蔵上野執當覺王院に謀り、宿坊勸善院へ御潜伏。此の際幕府の土同山へ集合。下略

廣文が上野山勸善院に潜伏するには正右衛門の記録にみられるような、紆余曲折があつたのである。

對軒を始めとする勤王派の者五十名が、深川藩邸に於いて起こした、争鬪は江府内に於いて暴動をおこしたという理由で、廣文を関宿へ帰城謹慎させるべき方策が、官軍の意向に背く結果となり、肥後藩邸へお預けとなつてしまったことである。この一事が関宿藩の運命を決することになったのである。（つづく）

註 参考文献は次号に記す。

（はやし・たもつ 当館客員研究員）